

学校施設及び通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書

本年6月18日午前7時58分に大阪府北部で震度6弱を観測した地震により、児童を含む4名が亡くなり、400名以上が負傷した。特に、学校関係では、200名を超える児童生徒等が重軽傷を負うとともに、1,200を超える学校で校舎等の天井・ガラス等の破損、壁のひび割れ、断水等の物的被害を受けた。

中でも、学校施設のブロック塀が倒壊し、下敷きとなった児童が死亡したことは大変痛ましく、二度とこのようなことがあってはならない。各自治体において学校施設の耐震化は進められているが、通学路等のブロック塀は盲点になっている可能性があり、同様の惨事が起こらないよう早急な対策を行うべきである。文部科学省は、本年6月19日に学校施設におけるブロック塀の緊急点検を要請したが、学校施設はもとより、児童生徒が利用する通学路についても速やかに点検した上で、安全性確保に向けて改善を図ることが必要である。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 震災等で被災した地域においては、二次被害も想定されることから、通学路のブロック塀等の総点検を実施し、危険が認められる箇所については、通学路の変更や立ち入り禁止等安全確保のための対応を速やかに行うこと。
- 2 全国の通学路の緊急総点検を行い、必要な工事については、民間事業者とも連携しつつ速やかに実施するとともに、地方自治体が行う工事に対する技術的・財政的支援を行うこと。その際、一般建築物であるブロック塀の工事等も支援可能な制度を検討すること。また、国土交通省の社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の効果促進事業の活用促進を図ること。
- 3 学校施設の安全対策に要する費用については、塀の修繕などの小規模工事及び法定点検やそれに伴う修繕に対する補助制度の創設等を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月3日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣 宛て
文部科学大臣
国土交通大臣

福島県議会議長 吉田栄光